

仕 様 書（岡山市立岡南公民館分）

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区若葉町 2 2 - 1 6 岡山市立岡南公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用（事務所） |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 6 8 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 0 5, 3 7 4 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無（検針日は原則毎月 1 日） |
| 需 給 地 点 | 構内柱に施設した気中開閉器電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立岡西公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区下伊福西町 1 - 4 8 岡山市立岡西公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 3 8 , 1 6 7 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 7 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内引込柱上に施設した油入開閉器の一次側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 有 太陽電池 13.8kW 全量売電 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立西大寺公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市東区向州 1 - 1 岡山市立西大寺公民館 |
| 受 電 設 備 | 地下 1 階電気室内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回線受電 |
| 契 約 電 力 | 2 3 8 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 9 1 8 , 0 4 8 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立一宮公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区一宮 6 3 8 - 1 岡山市立一宮公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 9 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 3 1, 9 4 8 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 有 太陽電池 12.6kW 全量売電 同敷地内一宮地域センターに太陽電池 3.36kW 逆潮流無し |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立津高公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区栢谷 1 6 7 7 岡山市立津高公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 7 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 3 2 5, 4 7 9 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立高松公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区津寺104 岡山市立高松公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流3相3線式 |
| 受 電 電 圧 | 6000V |
| 標 準 周 波 数 | 60Hz |
| 受 電 方 式 | 1回線受電 |
| 契 約 電 力 | 52kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 100% |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 177, 810kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0kWh |
| 使 用 期 間 | 令和7年4月1日 0:00 ~ 令和10年3月31日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月1日) |
| 需 給 地 点 | 構内第1柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立福田公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区古新田 1 1 8 6 岡山市立福田公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 7 7 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 3 6 1, 8 6 6 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 有 同敷地内福田地域センターに太陽電池 10kW 売電無し |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立興除公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区中畦 5 8 9 - 1 岡山市立興除公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 6 8 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 6 3, 2 0 5 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立藤田公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区藤田 5 0 8 岡山市立藤田公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 4 6 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 1 8 0, 0 1 8 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立旭東公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市東区西大寺松崎 3 1 0 - 1 岡山市立旭東公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 3 7, 8 7 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内柱に設置した気中開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立操南公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市中区藤崎 201-4 岡山市立操南公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6000V |
| 標 準 周 波 数 | 60Hz |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 61kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 100% |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 289, 314 kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 kWh |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立山南公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市東区邑久郷 6 8 8 岡山市立山南公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 7 k W (契約上使用できる最大電力をいい, 30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 8 3 , 9 7 7 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても, 他の電気事業者から電力を確保する等, 業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立福浜公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区福富中一丁目 16-22 岡山市立福浜公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 6 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 0 0, 0 6 1 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内柱 A S の 電 源 側 接 続 点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立富山公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市中区福泊 2 4 6 - 1 岡山市立富山公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 6 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 6 3, 3 8 8 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立芳田公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区西市 9 6 - 1 岡山市立芳田公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 4 6 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 1 8, 1 9 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立高島公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市中区国府市場 9 9 - 5 岡山市立高島公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 5 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 2 9, 5 0 3 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立京山公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区伊島町二丁目 9-38 岡山市立京山公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 7 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 6 8, 9 5 6 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内引込柱上における気中開閉器の 1 次側端子接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立光南台公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市南区宮浦 1 3 2 4 岡山市立光南台公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 6 2 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 4 7, 5 8 4 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立御南西公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区田中 1 5 7 - 1 1 0 岡山市立御南西公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 3 3 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 1 7 9 , 7 6 3 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立岡輝公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区旭本町 1 - 8 0 岡山市立岡輝公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 2 2 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 1 2 4 , 0 9 8 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 有 太陽電池 28.9kW 全量売電 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立御津公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区御津宇垣 1 6 2 9 岡山市立御津公民館 |
| 受 電 設 備 | 敷地内キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 7 6 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 8 2 , 4 1 4 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立瀬戸公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市東区瀬戸町瀬戸54-1 岡山市立瀬戸公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流3相3線式 |
| 受 電 電 圧 | 6000V |
| 標 準 周 波 数 | 60Hz |
| 受 電 方 式 | 1回線受電 |
| 契 約 電 力 | 181kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 100% |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 403, 617kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0kWh |
| 使 用 期 間 | 令和7年4月1日 0:00 ~ 令和10年3月31日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月1日) |
| 需 給 地 点 | 構内第1柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立万富公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市東区瀬戸町万富 2 5 7 岡山市立万富公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流 3 相 3 線 式 |
| 受 電 電 圧 | 6 0 0 0 V |
| 標 準 周 波 数 | 6 0 H z |
| 受 電 方 式 | 1 回 線 受 電 |
| 契 約 電 力 | 1 0 2 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 1 0 0 % |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 2 7 1, 5 5 4 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 k W h |
| 使 用 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月 1 日) |
| 需 給 地 点 | 構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立操山公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市中区国富三丁目9番12号 岡山市立操山公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋外キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流3相3線式 |
| 受 電 電 圧 | 6000V |
| 標 準 周 波 数 | 60Hz |
| 受 電 方 式 | 1回線受電 |
| 契 約 電 力 | 67kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 100% |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 317, 892 kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0 kWh |
| 使 用 期 間 | 令和7年4月1日 0:00 ~ 令和10年3月31日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月1日) |
| 需 給 地 点 | 構内第1柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |

仕 様 書 (岡山市立吉備公民館分)

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------------------------|---|
| 需 要 場 所 等 | 岡山市北区庭瀬416番地 岡山市立吉備公民館 |
| 受 電 設 備 | 屋上キュービクル |
| 業 種 及 び 用 途 | 業務用 (事務所) |
| 供 給 電 気 方 式 | 交流3相3線式 |
| 受 電 電 圧 | 6000V |
| 標 準 周 波 数 | 60Hz |
| 受 電 方 式 | 1回線受電 |
| 契 約 電 力 | 84kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) |
| 標 準 力 率 | 100% |
| 予 定 使 用 電 力 量 | 223,845kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。) |
| 予 定 蓄 熱 電 力 量 | 0kWh |
| 使 用 期 間 | 令和7年4月1日 0:00 ~ 令和10年3月31日 24:00 |
| 自 動 検 針 装 置 の 有 無 | 無 (検針日は原則毎月1日) |
| 需 給 地 点 | 構内第1柱の開閉器の電源側接続点 |
| 保 安 責 任 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 財 産 分 界 点 | 需給地点と同じ |
| 事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保 | 電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。 |
| 常 用 発 電 設 備 の 有 無 | 無 |
| 予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無 | 無 |
| 蓄 熱 槽 の 有 無 | 無 |

| 区 分 | 仕 様 内 容 |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は，小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については，本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は，本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，入札金額に含めない。 |